

第1回 梅小路公園にぎわいづくり意見聴取会議

日 時 令和5年11月2日（木）午後1時30分～
場 所 京都市役所分庁舎3階 建設局大会議室

第1回梅小路公園にぎわいづくり意見聴取会議 次第

開催日時：令和5年11月2日（木）
午後1時30分～

開催場所：京都市役所 分庁舎3階
建設局大会議室

1 開会、挨拶

2 委員の紹介【公開】

3 議題

（ア）募集要項（案）について【公開】

（イ）審査項目及び審査基準（案）について【非公開】

4 閉会

【配布資料】

資料1	梅小路公園にぎわいづくり意見聴取会議 委員名簿	
資料2	配席図	
資料3	梅小路公園にぎわいづくり意見聴取会議開催要綱	
資料4	募集要項（案）	市電ひろば内車両店舗
資料5	募集要項（案）	すざくゆめ広場内軽飲食店
資料6	審査基準の詳細（案）	市電ひろば内車両店舗
資料7	審査基準の詳細（案）	すざくゆめ広場内軽飲食店

※ 資料4の一部及び資料5の一部は非公開

※ 資料6、資料7は非公開

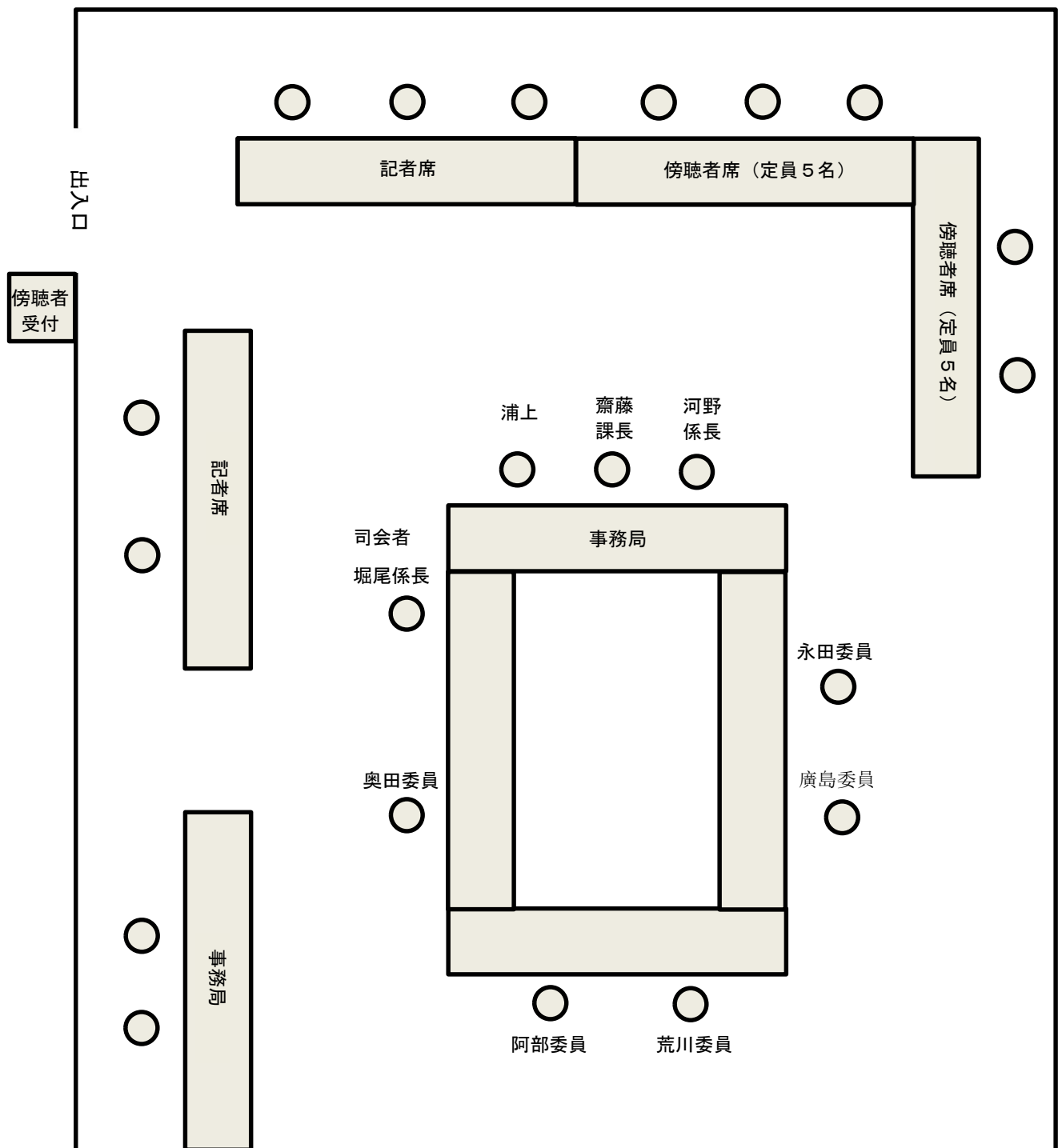
梅小路公園にぎわいづくり意見聴取会議 委員名簿

	氏 名	所 属 等	分野
委員	あ べ 阿部 としひこ 俊彦	立命館大学理工学部建築都市デザイン学科 准教授	有識者
委員	あらかわ 荒川 あけ み 朱美	京都芸術大学環境デザイン学科 教授（副学長）	有識者
委員	おくだ 奥田 き み こ 希充子	公認会計士	有識者
委員	ひろしま 廣島 ゆたか 豊	大内学区自治連合会会長	地元
委員	ながた 永田 せいし 盛士	京都市建設局みどり政策推進室長	職員

（五十音順・敬称略）

配 席 図

京都市役所 分庁舎 3 階 建設局大会議室



梅小路公園にぎわいづくり意見聴取会議開催要綱

(趣旨)

第 1 条 梅小路公園市電ひろば内の市電車両店舗及びすざくゆめ広場内の軽飲食店舗の事業者の選定を行うため、梅小路公園にぎわいづくり意見聴取会議（以下「会議」という。）を開催する。

(意見聴取事項)

第 2 条 会議では、次の号に掲げる事項について委員から意見聴取する。

- (1) 募集要項、審査基準に係る事項
- (2) 事業者の選定に係る事項
- (3) その他建設局長が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 会議に参加する委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼し、任命する。

2 前項の規定により依頼し、又は任命する委員の人数は、5 人以内とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、依頼の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 会議には、委員長及び副委員長を置く。

2 市長は、委員のうちから委員長及び副委員長を指名する。

3 委員長は、会議の進行をつかさどる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集及び議事)

第 6 条 会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、個人情報、法人等事業活動情報等を取扱う場合等において、非公開とすることができる。

4 会議は、必要があると認める場合、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、建設局みどり政策推進室において行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 1 0 月 2 0 日から施行する。

梅小路公園内 市電ひろば内での市電を活用した店舗運営事業者募集要項

梅小路公園の利便性を高め、梅小路公園の活性化や同公園を起点とした周辺地域活性化に資する店舗として、企画立案から出店管理まで、自らが全ての業務を運営する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。市電4両のうち、南側2両について、一括での募集となります。

事業者の選定に当たっては、使用料の提案価格に加え、企画運営の提案を含め、プロポーザル方式により総合的に評価し、決定します。

引き続き昭和モダンな京都市電の雰囲気を維持しつつ、市電ひろばが賑わいと憩いの場となるよう、創意工夫溢れる御提案をお待ちしています。

1 施設の概要

- (1) 所在地：京都市下京区観喜寺町 梅小路公園市電ひろば内
- (2) 使用料：最低価格 XXXXXXXXXX 円／年（税込）以上で事業者から提案された使用料又は売上高に比例する額（売上高の10%）のいずれか高い額
 ※最低価格は固定資産評価額と建物全体評価額の算定結果に基づき、毎年度当初に算定し直すものとします。
 ※算定し直した最低価格が提案使用料を上回った場合は、算定し直した最低価格を提案使用料に置き換えます。
- (3) 保証金：提案された使用料の3箇月分
- (4) 使用期間：令和6年3月（予定）（内装工事着手日）から令和9年3月31日まで
 なお、令和9年4月1日以降については、それまでの使用状況等を勘案し、本市が支障ないと判断した場合、協議のうえ、引き続き概ね3年ごとに令和26年1月31日まで管理許可の更新を可能とします。
 管理許可期間は、概ね20年間（内装工事期間及び原状回復期間を含む）と見込んでください。
- (5) 使用開始：内装工事着手日とします。
- (6) 募集する事業者：対象場所（市電車両）において店舗を出店・運営する者
- (7) 使用部分面積：82.31㎡（資料1「使用許可範囲図等」参照）
 市電店舗（2両）62.31㎡、バックヤード20㎡
 ※車両外法での面積で許可し、使用料をいただきます。
 ※上記は市電車両の外寸であり、実際に使用できる部分は、約2割程度少なくなります。
- (8) 車両概要：（資料2「車両参考図」参照）

活用方法	型式名	座席数	使用部分面積	備考（制作年等）
店舗	500型	42席	32.38㎡	大正14年3月 木造
	700型	32席	29.93㎡	昭和33年3月
市電休憩所 （無料）	800型	36席	—	昭和30年12月
	1600型	34席	—	昭和12年6月昭和41年改造

- (9) 用途地域：準工業地域・20m第3種高度地区・準防火地域・
市街地型美観形成地区・近景デザイン保全区域・
遠景デザイン保全区域・屋外広告物第5種地域・一般遺跡（平城京跡）
- (10) 設備条件：本市において、市電車両の外装、内装及び車内設備の劣化部分の補修工
事を実施します（令和6年2月を予定）。
なお、事業者において、市電車両の外装の変更はできません。
- 電気 500型：単相30A×2系統、三相75A×1系統
700型：単相30A×1系統、三相75A×1系統
- ガス なし
- 給水 HIVPΦ20～30にて止水栓まで整備済
- 排水 VPΦ150にて汚水桝、汚水マンホールまで整備済
- 通信機器 個別契約（事業者と供給会社との直接契約になります。）
- セキュリティ 個別契約（事業者と供給会社との直接契約になります。）
- その他 内装工事は事業者の負担のもと施工していただきます。
電気・給排水設備の詳細については「16 電気及び給排水
設備」をご参照ください。
事業者の搬入車両は、バックヤードを使用してください。
- (11) 公園開園時間：24時間
（店舗の営業時間は、午前7時～午後10時の間で、店舗事業者の提
案を踏まえ決定します。）
- (12) 休園日：なし
- (13) 交通：JR嵯峨野線「梅小路京都西」駅下車すぐ
JR・地下鉄・近鉄「京都」駅中央口より塩小路通を西へ徒歩約15分
市バス「梅小路公園・JR梅小路京都西駅前」「梅小路公園・京都鉄道
博物館前」降車すぐ「七条大宮・京都水族館前」より木津屋橋を南へ徒
歩約2分
京阪京都交通バス「梅小路公園・JR梅小路京都西駅前」降車すぐ
「七条大宮・京都水族館前」より木津屋橋を南へ徒歩約2分
- (14) 周辺施設：①朱雀の庭 池泉回遊式庭園 約9,000㎡
②緑の館 1階：レストラン、イベント室
2階：梅小路公園管理事務所、和室、茶室
③いのちの森 朱雀の庭から続く樹林や草地、池や流れ、樹冠回廊
④芝生広場
⑤野外ステージ
⑥すざくゆめ広場 約5,700㎡
すざくゆめ広場内の軽飲食店について、令和5年1
1月より次期店舗事業者の募集を実施
⑦市電ひろば 市電車両（4両）の展示
⑧京都水族館 日本初の内陸型・環境共生型水族館
平成24年3月開館

⑨京都鉄道博物館 平成28年4月開館

⑩ビバスクエア京都 屋外型スポーツ体験広場（スケートリンク等）、
カフェ（スターバックス）、トイレ、無料休憩所

⑪駐車場 大型バス 22台
思いやり駐車場 124台

⑫駐輪場 バイク 75台
自転車 376台

（うち131台は京都水族館に付属）

（15）その他：梅小路公園年間利用者数 約475万人（令和4年度調査 推定値）

2 募集する店舗

（1）業務内容

公園利用者の利便に供する物品の販売・飲食類の提供等

（2）応募できない店舗の種類、事業内容

ア 宿泊施設など深夜まで営業するもの

イ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する「風俗営業」、
「性風俗関連特殊営業」その他これらに類する業に該当するもの

ウ 社会通念上、公序良俗に反するもの

エ 都市公園法第2条第2項に規定する公園施設に該当せず施設内の店舗としてふさわしくないもの

オ その他法令に違反しているもの

3 応募資格

応募できる方は、本要項に定める条件を十分に理解し、提案内容を責任もって実現できる事業者とします。ただし、次の各号に該当する場合は、応募できません。

また、応募は単独に限らず共同企業体でも可とします。共同企業体で提案する場合、いずれかの事業者を代表法人とすることとし、構成する全ての事業者が、当該要件に該当しないことが必要となります。

- （1）本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては、募集開始の日から選定結果の通知の日までの間において本市により競争入札参加停止の措置を受けた者
- （2）有資格者名簿に登載されていない者にあつては、募集開始日現在において、引き続いて2年以上営業等を行っておらず、かつ、納税義務者にあつては、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税が未納となっている者（本市に市民税若しくは法人市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を納付する義務のある者にあつてはこれらが未納となっている者）。
- （3）応募する個人、法人又はその代表者が契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者
- （4）応募する個人、法人の代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者（無罪となった場合を除く）。

- (5) 応募する個人、法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6箇月以内に手形・小切手を不渡りした者
- (7) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (8) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (9) 応募する個人、法人にあつては役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

4 募集条件

- (1) 内装及び設備工事（設計・施工・監理・必要な許認可申請（計画の変更を含む））については、事業者の責任及び負担により行っていただきます。
- (2) 現事業者と今回選定された事業者との間で協議のうえ、現事業者が所有する設備を引き継ぐことは可能です。後ほどトラブルになることのないように、両者にて必要な手続きを実施してください。その手続きに本市は関与しません。
- (3) 管理許可範囲外に工作物を設けたり、商品を販売・陳列したりする等の行為はできません。
ただし、移動式の看板や室外機スペース等、「1（7）使用部分面積」内に設置することができないものについては、本市と協議し、公園管理上支障にならないこと等を確認したうえで、設置を認めます。
なお、追加面積の使用料は、固定資産評価額から算定した「1㎡あたり年額 円」とし、提案使用料とは別でご負担いただきます。
- (4) 使用料は、提案いただいた使用料と売上高に比例する額（売上高の10％）を四半期ごとに比較し、いずれか高い額を使用料額とします。使用料の算定方法を資料3「使用料の算定方法」のとおり示します。
また、最低価格は固定資産評価額と建物全体評価額の算定結果に基づき、毎年度算定し直すものとします。算定し直した最低価格が提案使用料を上回った場合は、算定し直した最低価格を提案使用料に置き換えます。
なお、使用料面積は募集要項「1（7）使用部分面積」とし、提案者は任意に使用料面積を減じることはできません。
- (5) 光熱水費等に要した費用は、店舗事業者と供給会社との直接契約ができないため、公園の指定管理者が算出する、施設で使用した光熱水量にあたる金額を負担していただきます。
- (6) 車両内外の清掃等による外観維持をしていただきます。
- (7) 生ごみ・不燃ごみ・資源ごみについては、減量、再資源化に努めるとともに、各自で処理してください。

5 事前説明会（車両見学会）

本件の公募に当たっては、実際の車両を見学いただく、事前説明会を開催します。事前説明

会の参加には、以下の申込手続が必要となります。

なお、事前説明会には、できるだけ出席してください。

(1) 申込方法

事前説明会（車両見学会）参加申込書（別紙１）を電子メール又はFAXにより、「２２ 問合せ及び提出先」へ提出してください。

送付後、必ず電話により確認してください。

なお、正午から午後１時及び市庁舎閉庁日の確認の電話の受付はできません。

(2) 受付期間

令和５年１１月１６日（木）午前１０時～令和５年１１月２０日（月）午後５時

※ 受付期間を超えた場合は、いかなる理由であってもお受けできません。

(3) 実施日時及び集合場所

ア 日時

令和５年１１月２２日（水）午後１時３０分～午後３時（予定）

イ 集合場所

京都市梅小路公園緑の館前

(4) 実施内容及び注意点

ア 実施内容

緑の館１階イベント室で募集概要を説明した後、移動し店舗を見学していただきます。

※現事業者が使用中の店舗となります。

必ず京都市職員の誘導に従い、店内設備等に触れることのないようにしてください。

イ 注意点等

当日現地における質問は原則として受付できません。同日以降、「６ 質疑受付」に従って、文書で提出してください。

6 質疑受付

(1) 受付方法

質問書（別紙２）に記入のうえ、事前説明会終了後に提出するか、電子メール又はFAXにより、「２２ 問合せ及び提出先」へ提出してください。

送付後、必ず電話により確認をしてください。

なお、正午から午後１時及び市庁舎閉庁日の確認の電話の受付はできません。

(2) 受付期間

令和５年１１月１６日（木）午前１０時～令和５年１１月２７日（月）午後５時

※ 受付期間を超えた場合は、いかなる理由であってもお受けできません。

(3) 質疑に対する回答

令和５年１２月４日（月）までに、質疑に対する回答書をみどり政策推進室ホームページで公表します。ただし、やむを得ない事情により、回答が遅れる場合は、その旨をあらかじめ、ホームページにおいてお知らせします。回答書は、本要項と一体として、要項と同等の効力を有するものとします。

7 応募申込及び提出書類

(1) 申込方法

本項の(3)提出書類を直接持参又は郵送により、「22問合せ及び提出先」へ提出してください。

なお、郵送の場合は、必ず簡易書留をお願いします。

(2) 受付期間

令和5年12月4日(月)～令和5年12月15日(金) 午後5時必着

※ 受付期間を超えた場合は、いかなる理由であってもお受けできません。

(3) 提出書類

下記書類を原本1部、写し1部の計2部ずつ提出してください。

ア 店舗事業者選定プロポーザル参加申請書(様式1)

イ 出店提案書(様式は自由ですが、「10審査基準」の項目①～⑦の内容を全て具体的に記載してください。)

ウ 市電店舗内のレイアウト・平面図・イメージ図(店舗のイメージが分かるもの、形式は自由)

エ 資金計画書(様式2-1・2-2)

オ 希望所要電気容量表(様式3)

カ 会社概要(様式4)

キ 過去の実績調書(様式5)

※ 契約書の写し等の実績を証明する書類を添付してください。

ク 履歴事項全部証明書(提出日の前3箇月以内に発行されたもの)

ケ 納税証明書(提出日の直前2事業年度の納税に係る証明書)

(ア) 所得税又は法人市民税、消費税及び地方消費税

(イ) 市民税若しくは法人市民税又は固定資産税(本市において課税のある場合に限る。)

コ 法人にあっては財務諸表(提出日の直前2事業年度の各年度の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書を含むものに限る。))、個人にあっては直前2年間の確定申告書の写し

サ 印鑑証明書(提出日の前3箇月以内に発行されたもの)

シ 誓約書(様式6)

ス 暴力団排除措置に係る誓約書(様式7)

※ 様式7については、本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿に登載されている方の提出は不要です。

セ 共同企業体の場合は、構成各社全ての所在地、名称、代表者氏名を記載し、各社の実印の押印及び代表企業、業務、リスク、負担等の分担が明記された協定書の写しを提出すること。

8 出店提案書(7(3)イ)の内容

市電車両店舗については、市電休憩所(無料)に併設する店舗として、梅小路公園の一層のにぎわい創出につながる公園施設としてふさわしい店舗を検討しています。

これらの内容を踏まえた提案書を作成し、提出願います。

なお、具体的な評価の基準は、「10審査基準」に示しています。様式は問いませんが、「1

0 「審査基準」の項目①～⑦の内容を全て具体的に記載してください。

9 提出書類・面接審査

(1) 日 時

令和5年12月27日(水)(予定)

※ 場所と時間については、応募者へ個別にお知らせします。

(2) 提出書類・面接審査

ア 審査は、「10 審査基準」に基づき、提出書類及び面接により有識者を交えた意見聴取会議での意見を踏まえ、行います。

イ 選考に当たっては、提出書類に基づき、1者当たり20分程度(説明10分、質疑応答10分)の面接を予定しています。

※ 面接時において、既に提出した提出書類の差替えは一切できません。

※ 説明に当たっては、提出書類のみを活用いただき、説明してください。

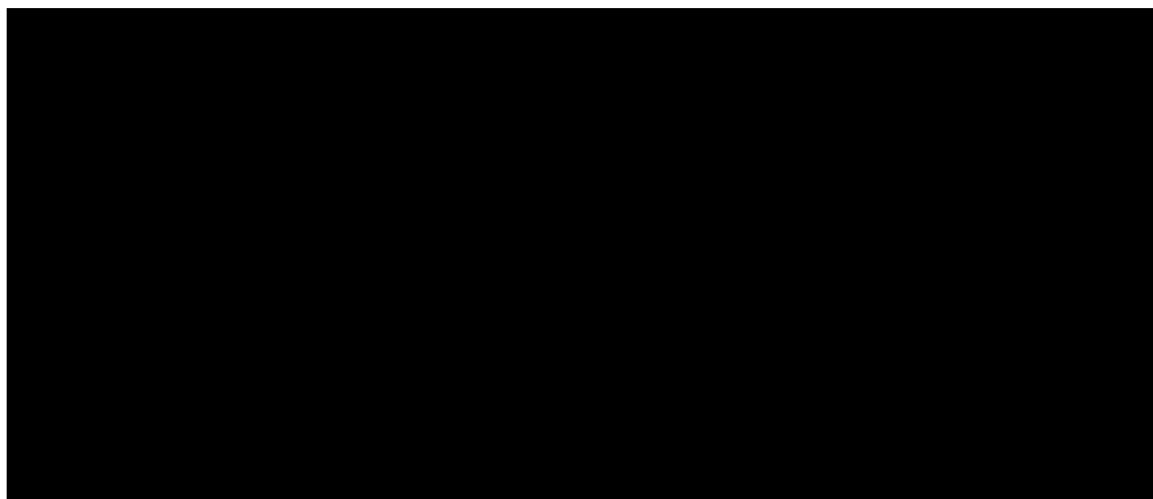
※ 申込事業者多数の場合は、面接審査に参加する事業者を各審査項目の評定点に応じで選抜することがあります。

10 審査基準

(1) 意見聴取会議では、応募者の提案に対する意見を聴取し、以下の審査項目について評価を行ったうえで、本市が事業者及び次点者を選定します。

(2) 事業者を選定された者が応募要件を満たしていないことが判明した場合や出店を自ら辞退した場合等については、次点者を事業予定者とします。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行います。また、合計点が満点の■割以上の場合に限り、事業者として選定します。



審査項目に係る配点は、資料4「審査項目及び審査基準」のとおりです。

11 事業者の決定

事業者は、意見聴取会議の審査を参考に本市が決定します。(令和5年1月上旬頃の予定)
選定結果は、面接実施後、全ての提案者へ郵送により通知します。

審査の結果、ふさわしい提案がなかった場合は、事業者を決定しない場合があります。

1 2 審査後の手続

(1) 京都市都市公園条例及び同施行規則に基づき、公園施設管理許可申請書を提出していただきます。

(2) 管理許可書発行後、管理許可開始日より内装工事に着手していただきます。

なお、次の場合には、事業者としての決定を取り消しますので御注意ください。

ア 正当な理由がなく、指定する期日までに管理許可申請の手続きに応じない場合

イ 事業者が、資金状況の変化等により店舗の設置又は運営ができないとみなされる場合

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等を行った場合

1 3 出店に必要な資金等

(1) 保証金は、使用料の3箇月分を、管理許可の通知以降、指定する期日までに納めていただきます。

保証金は、使用期間中無利息でお預かりし、使用期間終了時に使用料等の債務がある場合は、清算のうえお返しします。

(2) 店舗内の内装、造作及び設備に係る費用は、事業者負担していただきます。

(3) 店舗用の看板が必要な場合は、原則として設置、取り替え、管理及び必要な許認可申請等は、事業者の責任及び負担により行っていただきます。

看板は、電車車両外壁には設置せず、移動式の看板を市電車両外に設置してください。

1 4 市電休憩所（無料）の管理、プラットホームの活用

(1) 市電休憩所（無料）として活用する市電（800型、1600型）については、そのままの状態で開催し、管理は、原則指定管理者が行います。

(2) 市電車両の間のプラットホームや市電休憩所（無料）として活用する市電を含む市電ひろばを使用し、事業者において梅小路公園の賑わい創出に資するイベント（以下「イベント」という。）を行っていただくことが可能です。なお、イベントを開催する場合は、以下の内容及び「梅小路公園におけるイベント利用の手引」に従い、都市公園法第6条の占用許可又は京都市都市公園条例第3条の行為許可を得たうえで実施してください。

- ・公園利用者の動線を塞いで使用する等、公園管理上支障のあるイベントは認められません。
- ・プラットホーム内のベンチ及び市電休憩所（無料）については、イベント実施中においても、公園利用者の休憩場所として無償で開放してください。
- ・イベントでは、市電休憩所（無料）を除き、物品販売をすることが可能です。物品販売を行う場合は、「京都市建設局の都市公園における行為許可基準」を満たすものを計画してください。
- ・イベントの実施に当たっては、公園使用料は原則徴収しません。ただし、物品販売に伴うスペースやその他有償のスペースについては、京都市都市公園条例施行規則で規定する使用料を徴収します。
- ・イベントによる売上は市電店舗の売上とは別で管理をしてください。

1 5 内装工事等

内装等は、以下の内容を踏まえ、配置場所において事業者で施工・改装いただきます。

- ・原状回復できる範囲での改装をお願いします。
 - ・車両壁の開口については、別途許可を得ていただく必要があります。原状回復が困難になる等の事情があれば、許可できません。原則開口不可と考えてください。
 - ・車内設備（座席、運転席、車内電灯、つり革、運転装置等）の取り外し・取替えは可能です。本市の許可を受けたうえで取り外し、取り外した部材は、必ず、本市（交通局）に引き渡していただきます。退店時に同部材を用いて原状復元することが取り外しの条件となります。京都市（交通局）が部材を保管します。無許可の取り外し・保管は禁止します。
 - ・車内塗装は可能です。（ただし、返却時は引渡し時の状態に塗装してください。）
 - ・床（木製）の取替えが必要な場合は、事業者をお願いします。木製であれば、既存材質以外の使用も可能です。
 - ・内装は、京都市に施工計画書を提出し、本市の承認を得たうえで、施工していただきます。
- ※ 事業者において、市電車両の外装を変更することはできません。

1 6 電気、給排水設備

電気設備は市電ひろば全体としての分電盤及びハンドホール、給排水設備は汚水マンホール及び汚水桝、止水栓が整備されています。各設備の位置については、**資料5**「電気・給排水設備配置図」のとおりです。

上記の京都市所有設備から車両内への引込やメーター等の設置は事業者にて行ってください。

1 7 管理、修繕・更新区分

京都市所有の市電車両及び電気・給排水設備の日常の維持管理、点検及び清掃は事業者にて実施してください。また、市電休憩所の管理を担っている指定管理者と協力し、プラットホームを含む市電ひろば全体の清掃を行ってください。

市電車両の劣化等に伴い、本市が市電車両及び設備の修繕及び更新工事を実施することがあります。営業期間内であっても、協力を求めた場合は本市の指示に従ってください。

事業者が持ち込んだ設備及び事業者にて施工した内装の日常の維持管理、点検、清掃、修繕及び更新は事業者にて実施してください。

1 8 特記事項

- (1) 「1 施設の概要」及び梅小路公園周辺の状況を考慮したうえで営業計画等を立てるようになしてください。
- (2) タバコ類は販売できません。また、本市が好ましくないと判断した物品については、販売を禁止する場合があります。
- (3) 開業までに、取り扱う販売品目と販売価格について、本市に届け出ることが必要です。
- (4) 本件店舗の使用は、都市公園法第5条第1項の規定による管理許可に基づくもので、本件事業の実施については、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則、京都市都市公園条例、京都市都市公園条例施行規則、京都市梅小路公園条例及び京都市梅小路公園条例施行規則並びにこれらの規定に基づく処分に定めるところによるものとなります。

19 その他

(1) 許認可等の取得

営業に関して許認可を必要とする業種については、事業者の責任において取得してください。また、開店までにその写しを本市に提出していただきます。

(2) 滞納等による退店

使用料等を滞納した場合や施設内の秩序を乱す行為があった場合は、退店していただくことがあります。

(3) 権利譲渡の禁止

事業者は、その使用に係る権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることは、京都市都市公園条例第19条により明文で禁止されており、一切することはできません。

(4) 売上の報告

別に定める方法により、日ごと及び月ごとの売上や客数について、事業者にて集計し、報告してください。

ただし、本市は、店舗の個別売上が特定される形態での公開を行わないものとします。

(5) その他

ア 本要項について疑義が生じた場合は、本市の解釈によります。

イ 本市は公平で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問合せには一切応じられません。

ウ 本件に応募し、事業者を選定された場合であっても、各種届出・申請等で許可が得られない場合は、出店できない場合があります。

エ 事業者が、次のいずれかに該当したときは管理許可を取り消すことがあります。

なお、この場合、本市に損害が生じたときは、事業者はその損害を賠償しなければなりません。

(ア) 管理許可条件に違反したとき

(イ) 本市の数度に及ぶ更正指示に従わないとき

(ウ) 事業者の財産状態が悪化し又は悪化する恐れがあるという相当の事由があるとき

オ 事業者に責のない場合でも、都市公園法第27条第2項の規定による監督処分により、管理許可を取り消す場合があります。

この場合における事業者に対する損失補償は、都市公園法の定めによります。

カ 事業者は、使用期間が満了した場合又は管理許可を取り消された場合には、本市が指定する期日までに自己の負担で原状回復し、返還していただきます。

20 留意事項

(1) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募者負担とします。

(2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 提出された全ての書類等は返却できません。

(4) 提出期限以降における全ての提出書類の差替え及び再提出は、一切受け付けません。

(5) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

(6) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。

2 1 主なスケジュール

内容	日程
事前説明会参加受付期間	令和5年11月16日（木）～11月20日（月）
事前説明会（車両見学会）	令和5年11月22日（水）
質疑受付期間	令和5年11月16日（木）～11月27日（月）
提出書類受付期間	令和5年12月4日（月）～12月15日（金）
書類・面接審査	令和5年12月27日（水）
審査結果通知	令和6年1月上旬（予定）
店舗事業者の決定	令和6年1月上旬（予定）
店舗事業者との企画会議	令和6年1月上旬以降、随時開催
現店舗事業者との引継ぎ調整	令和6年1月上旬以降、随時開催
現店舗事業者の事業期間期日	令和6年1月31日（水）
現店舗事業者の原状復旧工事	令和6年2月上旬
本市の車両補修工事	令和6年2月中旬～下旬
管理許可申請書提出	令和6年2月下旬（予定）
管理許可書発行	令和6年2月下旬（予定）
店舗内装工事	令和6年3月頃（予定）
店舗開業	令和6年4月頃（予定）

2 2 問合せ及び提出先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
（京都市役所 分庁舎3階）

京都市建設局みどり政策推進室 公園管理担当（こうの河野、うらがみ浦上）

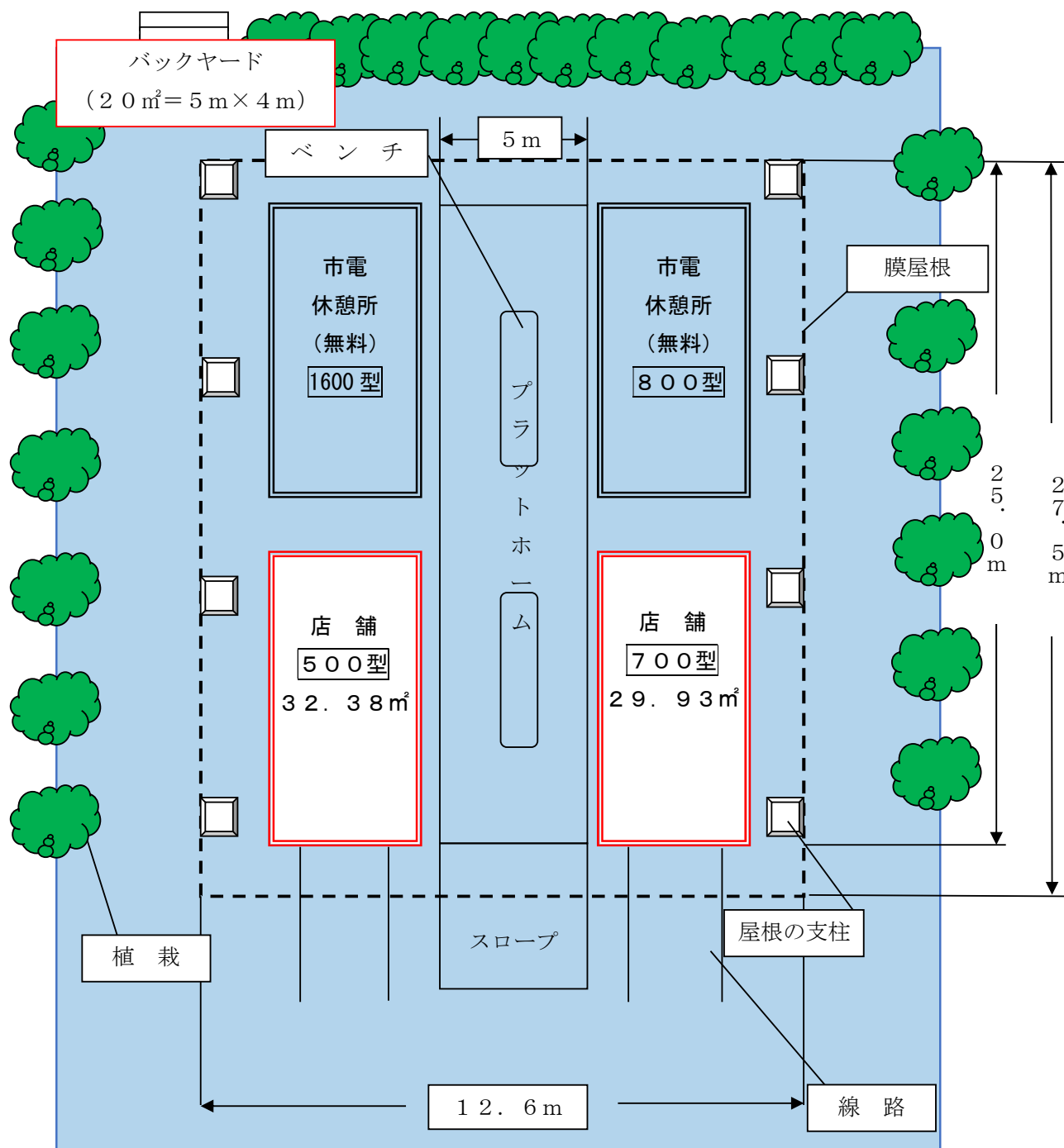
電話番号 075-222-4114

FAX番号 075-212-8704

電子メールアドレス ryokusei@city.kyoto.lg.jp

市電ひろば使用許可範囲図

資料 1



【概要】

使用許可範囲 (赤で囲った部分)

店舗部分

2 両

82.31 m²

バックヤード

62.31 m²

20 m²

【参考】

市電ひろばの敷地面積

約 700 m²

市電休憩所 (無料)

2 両

約 55 m²

プラットホーム

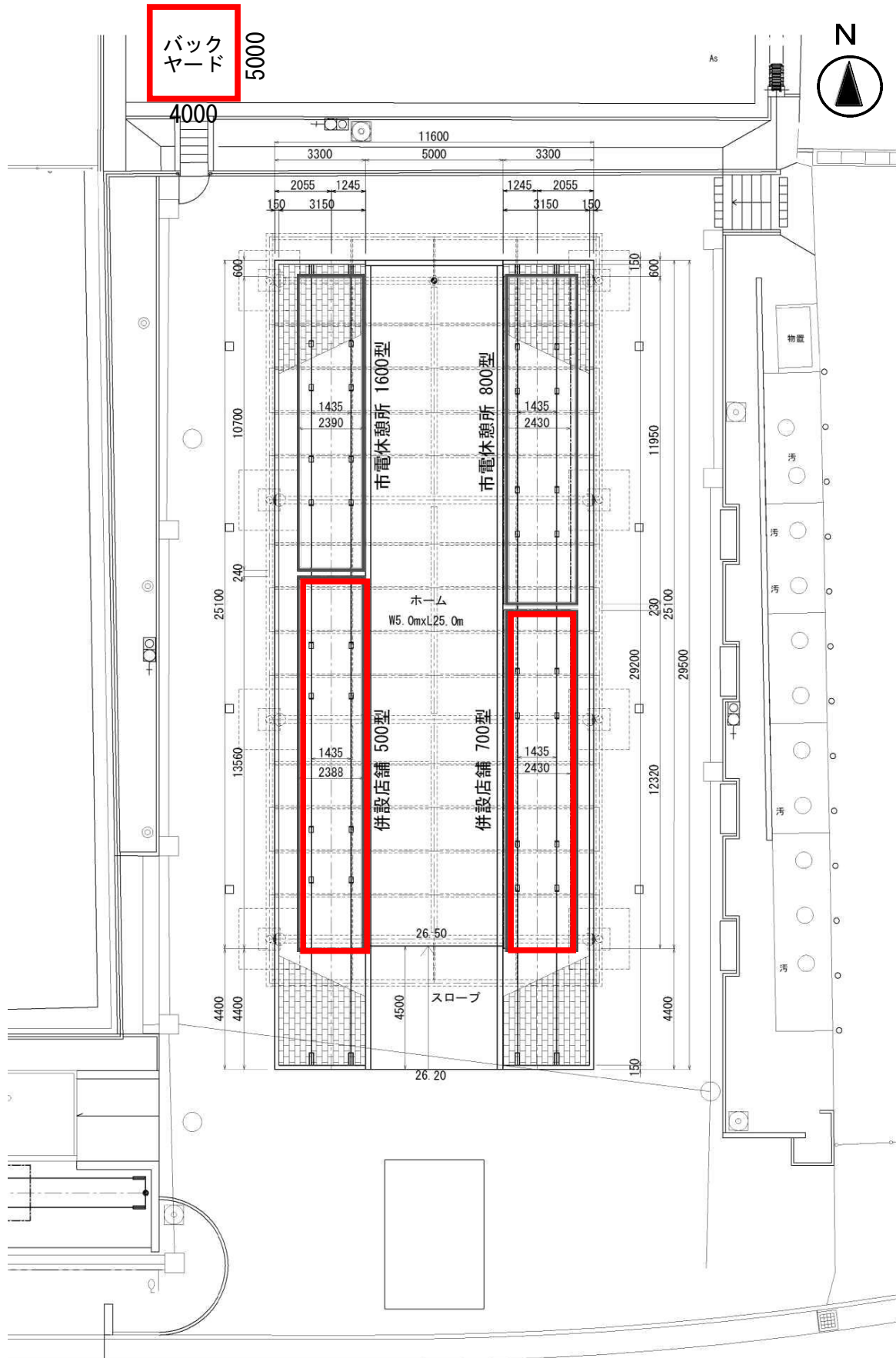
約 125 m²

イベントで使用可能な範囲 (青着色部分)

約 700 m²

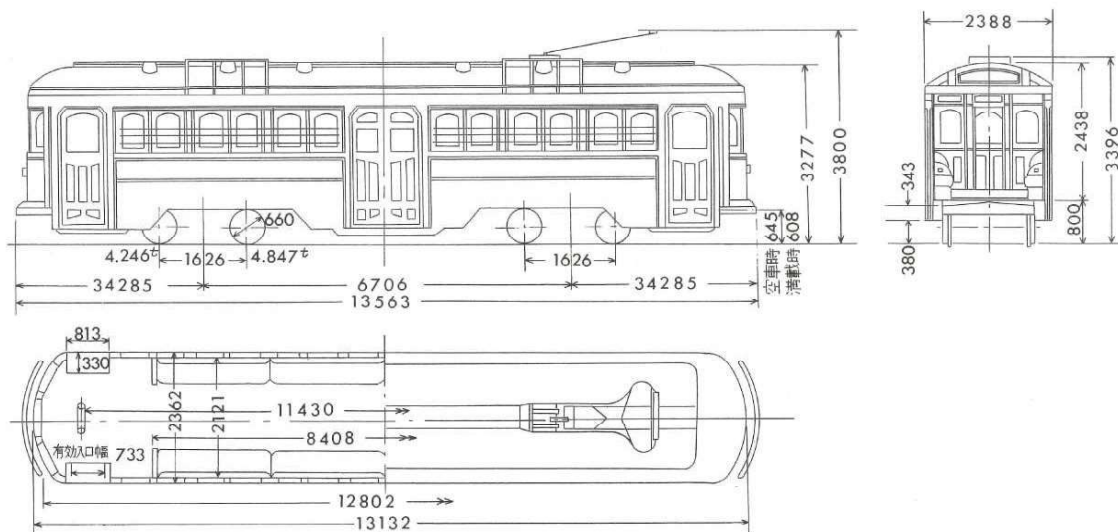
※ 店舗では、公園利用者向けの物販、飲食等の提供を想定

市電ひろば平面図

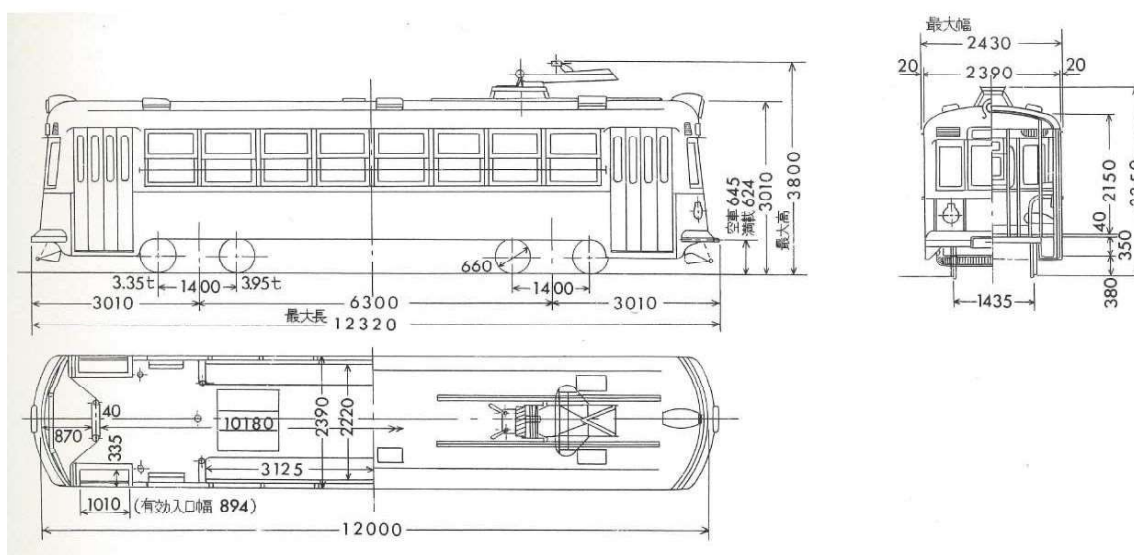


車両参考図

500 型



700 型



京都市梅小路公園内 すざくゆめ広場軽飲食店舗運営事業者募集要項

公園利用者の利便性を高め、梅小路公園の活性化や同公園を起点とした周辺地域活性化に資する施設として、店舗の企画立案から出店管理まで、自らが全ての業務を運営する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

事業者の選定に当たっては、使用料の提案価格に加え、企画運営の提案を含め、プロポーザル方式により総合的に評価し、決定します。

1 施設の概要

- (1)所在地：京都市下京区観喜寺町 梅小路公園すざくゆめ広場内
- (2)使用料：最低価格 XXXXXXXXXX 円／年（税込）以上で事業者から提案された使用料又は売上高に比例する額（売上高の10%）のいずれか高い額
※最低価格は固定資産評価額と建物全体評価額の算定結果に基づき、毎年度当初に算定し直すものとします。
※算定し直した最低価格が提案使用料を上回った場合は、算定し直した最低価格を提案使用料に置き換えます。
- (3)保証金：提案された使用料の3箇月分
- (4)使用期間：令和6年3月（予定）（内装工事着手日）から令和9年3月31日まで
なお、令和9年4月1日以降については、それまでの使用状況等を勘案し、本市が支障ないと判断した場合、協議のうえ、引き続き概ね3年ごとに令和26年1月31日まで管理許可の更新を可能とします。
管理許可期間は、概ね20年間（内装工事期間及び原状回復期間を含む）と見込んでください。
- (5)使用開始：内装工事着手日とします。
- (6)募集する事業者：対象場所において店舗を出店・運営する者
- (7)使用部分面積：293.49㎡
（内訳）屋内店舗 158.05㎡／オープンテラス 115.45㎡／バックヤード 19.99㎡（資料1「管理許可範囲図」参照）
- (8)建物構造・階数：軽量鉄骨造・1階
- (9)用途地域：準工業地域・20m第3種高度地区・準防火地域・市街地型美観形成地区・近景デザイン保全区域・遠景デザイン保全区域・屋外広告物禁止区域・一般遺跡（平城京跡）
- (10)設備条件：電気 単相33kVA、三相68kW
ガス なし（必要な場合は事業者により別途整備、契約）
水道 給水：HIVPφ20（立上管の管径）
散水：HIVPφ13（ ）
給湯：PPφ13～20（ ）
下水 VPφ40～50（ ）
通信機器 個別契約（事業者と供給会社との直接契約になります。）

セキュリティ 個別契約（事業者と供給会社との直接契約になります。）

その他 内装工事は事業者の負担のもと施工していただきます。
事業者の搬入車両は、バックヤードを使用してください。

（１１）公園開園時間： ２４時間

（店舗の営業時間は、午前７時～午後１０時の間で、事業者の提案を踏まえ決定します。）

（１２）休 園 日： なし

（１３）交 通： ＪＲ嵯峨野線「梅小路京都西」駅下車すぐ

ＪＲ・地下鉄・近鉄「京都」駅中央口より塩小路通を西へ徒歩約１５分
市バス「梅小路公園・ＪＲ梅小路京都西駅前」「梅小路公園・京都鉄道博物館前」降車すぐ「七条大宮・京都水族館前」より木津屋橋を南へ徒歩約２分

京阪京都交通バス「梅小路公園・ＪＲ梅小路京都西駅前」降車すぐ
「七条大宮・京都水族館前」より木津屋橋を南へ徒歩約２分

（１４）周 辺 施 設： ①朱雀の庭 池泉回遊式庭園 約９，０００㎡
②緑の館 １階：レストラン、イベント室
２階：梅小路公園管理事務所、和室、茶室
③いのちの森 朱雀の庭から続く樹林や草地、池や流れ、樹冠回廊
④芝生広場
⑤野外ステージ
⑥すざくゆめ広場 約５，７００㎡
⑦市電ひろば 市電車両（４両）の展示
南側２両について、令和５年１１月より次期事業者の募集を実施
⑧京都水族館 日本初の内陸型・環境共生型水族館
平成２４年３月開館
⑨京都鉄道博物館 平成２８年４月開館
⑩ビバスクエア京都 屋外型スポーツ体験広場（スケートリンク等）、
カフェ（スターバックス）、トイレ、無料休憩所
⑪駐車場 大型バス ２２台
思いやり駐車場 １２４台
⑫駐輪場 バイク ７５台
自転車 ３７６台
（うち１３１台は京都水族館に付属）

（１５）そ の 他： 梅小路公園年間利用者数 約４７５万人（令和４年度調査 推定値）

２ 募集する店舗

（１）業務内容

公園利用者の利便に供する軽飲食店

(2) 応募できない店舗の種類、事業内容

- ア 宿泊施設など深夜まで営業するもの
- イ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する「風俗営業」、
「性風俗関連特殊営業」その他これらに類する業に該当するもの
- ウ 社会通念上、公序良俗に反するもの
- エ 都市公園法第2条第2項に規定する公園施設に該当せず施設内の店舗としてふさわしくないもの
- オ その他法令に違反するもの

3 応募資格

応募できる方は、本要項に定める条件を十分に理解し、提案内容を責任もって実現できる事業者とします。ただし、次の各号に該当する場合は、応募できません。

また、応募は単独に限らず共同企業体でも可とします。共同企業体で提案する場合、いずれかの事業者を代表法人とすることとし、構成する全ての事業者が、当該要件に該当しないことが必要となります。

- (1) 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては、募集開始の日から選定結果の通知の日までの間において本市により競争入札参加停止の措置を受けた者
- (2) 有資格者名簿に登載されていない者にあつては、募集開始日現在において、引き続いて2年以上営業等を行っておらず、かつ、納税義務者にあつては、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税が未納となっている者（本市に市民税若しくは法人市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を納付する義務のある者にあつてはこれらが未納となっている者）。
- (3) 応募する個人、法人又はその代表者が契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 応募する個人、法人の代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者（無罪となった場合を除く）。
- (5) 応募する個人、法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6箇月以内に手形・小切手を不渡りした者
- (7) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (8) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (9) 応募する個人、法人にあつては役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

4 募集条件

- (1) 内装及び設備工事における設計・施工・監理に必要な許認可申請（計画の変更を含む）については、事業者の責任及び負担により行っていただきます。
- (2) 本施設における京都市所有の建築物及び設備は資料2「すぐくゆめ広場軽飲食店 京都市所有の建築物及び設備の修繕・更新区分」の「項目」及び資料3「(参考図) 設備配置図」各種のとおりです。項目にないものは事業者にて準備してください。
- (3) 京都市所有の建築物及び施設の設備の日常の維持管理、点検及び清掃は事業者にて実施してください。
老朽化や不具合等により、建築物及び設備修繕に更新が必要になった場合は、資料2「すぐくゆめ広場軽飲食店 京都市所有の建築物及び設備の修繕・更新区分」に沿って、対応します。
京都市所有の建築物及び施設で資料2に記載のないものが出てきた場合は、京都市と事業者の協議により決定します。
事業者が持ち込んだ設備及び現事業者から引き継いだ設備の日常の維持管理、点検、清掃、修繕及び更新は事業者にて実施してください。
- (4) 現事業者と今回選定された事業者との間で協議のうえ、現事業者が所有する設備を引き継ぐことは可能です。後ほどトラブルになることのないように、両者にて必要な手続きを実施してください。その手続きに本市は関与しません。
- (5) 管理許可範囲外に工作物を設けたり、商品を販売・陳列したりする等の行為はできません。
ただし、移動式の看板や室外機スペース等、「1（7）使用部分面積」内に設置することのできないものについては、本市と協議し、公園管理上支障にならないこと等を確認したうえで、設置を認めます。また、オープンテラス部分についても、本市と協議し、公園管理上支障にならないこと等を確認したうえで、範囲を拡大することができます。
なお、追加面積の使用料は、固定資産評価額から算定した「1㎡あたり年額 〇〇〇〇円」とし、提案使用料とは別でご負担いただきます。
- (6) 使用料は、提案いただいた使用料と売上高に比例する額（売上高の10％）を四半期ごとに比較し、いずれか高い額を使用料額とします。使用料の算定方法を資料4のとおり示します。
また、最低価格は固定資産評価額と建物全体評価額の算定結果に基づき、毎年度算定し直すものとします。算定し直した最低価格が提案使用料を上回った場合は、算定し直した最低価格を提案使用料に置き換えます。
なお、使用料面積は募集要項「1（7）使用部分面積」とし、提案者は任意に使用料面積を減じることはできません。
- (7) 光熱水費等に要した費用は、事業者と供給会社との直接契約ができないため、公園の指定管理者が算出する、施設で使用した光熱水量にあたる金額を負担していただきます。
- (8) 生ごみ・不燃ごみ・資源ごみについては、減量、再資源化に努めるとともに、事業者で処理してください。

5 事前説明会（店舗見学会）

本件の公募に当たっては、実際の店舗を見学していただく事前説明会を開催します。事前説明会の参加には、以下の申込手续が必要となります。

4 募集条件

- (1) 内装及び設備工事における設計・施工・監理に必要な許認可申請（計画の変更を含む）については、事業者の責任及び負担により行っていただきます。
- (2) 本施設における京都市所有の建築物及び設備は資料2「すざくゆめ広場軽飲食店 京都市所有の建築物及び設備の修繕・更新区分」の「項目」及び資料3「(参考図) 設備配置図」各種のとおりです。項目にないものは事業者にて準備してください。
- (3) 京都市所有の建築物及び施設の設備の日常の維持管理、点検及び清掃は事業者にて実施してください。

老朽化や不具合等により、建築物及び設備修繕に更新が必要になった場合は、資料2「すざくゆめ広場軽飲食店 京都市所有の建築物及び設備の修繕・更新区分」に沿って、対応します。

京都市所有の建築物及び施設で資料2に記載のないものが出てきた場合は、京都市と事業者の協議により決定します。

事業者が持ち込んだ設備及び現事業者から引き継いだ設備の日常の維持管理、点検、清掃、修繕及び更新は事業者にて実施してください。

- (4) 現事業者と今回選定された事業者との間で協議のうえ、現事業者が所有する設備を引き継ぐことは可能です。後ほどトラブルになることのないように、両者にて必要な手続きを実施してください。その手続きに本市は関与しません。

- (5) 管理許可範囲外に工作物を設けたり、商品を販売・陳列したりする等の行為はできません。

ただし、移動式の看板や室外機スペース等、「1 (7) 使用部分面積」内に設置することのできないものについては、本市と協議し、公園管理上支障にならないこと等を確認したうえで、設置を認めます。また、オープンテラス部分についても、本市と協議し、公園管理上支障にならないこと等を確認したうえで、範囲を拡大することができます。

なお、追加面積の使用料は、固定資産評価額から算定した「1m²あたり年額 円」とし、提案使用料とは別でご負担いただきます。

- (6) 使用料は、提案いただいた使用料と売上高に比例する額（売上高の10%）を四半期ごとに比較し、いずれか高い額を使用料額とします。使用料の算定方法を資料4のとおり示します。

また、最低価格は固定資産評価額と建物全体評価額の算定結果に基づき、毎年度算定し直すものとします。算定し直した最低価格が提案使用料を上回った場合は、算定し直した最低価格を提案使用料に置き換えます。

なお、使用料面積は募集要項「1 (7) 使用部分面積」とし、提案者は任意に使用料面積を減じることはできません。

- (7) 光熱水費等に要した費用は、事業者と供給会社との直接契約ができないため、公園の指定管理者が算出する、施設で使用した光熱水量にあたる金額を負担していただきます。

- (8) 生ごみ・不燃ごみ・資源ごみについては、減量、再資源化に努めるとともに、事業者で処理してください。

5 事前説明会（店舗見学会）

本件の公募に当たっては、実際の店舗を見学していただく事前説明会を開催します。事前説明会の参加には、以下の申込手続きが必要となります。

なお、事前説明会にはできるだけ出席してください。

(1) 申込方法

事前説明会参加申込書(別紙1)を電子メール又はFAXにより、「18 問合せ及び提出先」へ提出してください。

送付後、必ず電話により確認をしてください。

なお、正午から午後1時及び市庁舎閉庁日の確認の電話の受付はできません。

(2) 受付期間

令和5年11月16日(木)午前10時～令和5年11月20日(月)午後5時

※ 受付期間を超えた場合は、いかなる理由であってもお受けできません。

(3) 実施日時及び集合場所

ア 日時

令和5年11月22日(水)午前10時～午前11時30分(予定)

イ 集合場所

京都市梅小路公園緑の館前

(4) 実施内容及び注意点

ア 実施内容

緑の館1階イベント室で募集概要を説明した後、移動し店舗を見学していただきます。

※現事業者が使用中の店舗となります。

必ず京都市職員の誘導に従い、店内設備等に触れることのないようにしてください。

イ 注意点等

当日現地における質問は原則として受付できません。同日以降、「6 質疑受付」に従って、文書で提出してください。

6 質疑受付

(1) 受付方法

質問書(別紙2)に記入のうえ、事前説明会終了後に提出するか、電子メール又はFAXにより、「18 問合せ及び提出先」へ提出してください。

送付後、必ず電話により確認をしてください。

なお、正午から午後1時及び市庁舎閉庁日の確認の電話の受付はできません。

(2) 受付期間

令和5年11月16日(木)午前10時～令和5年11月27日(月)午後5時

※ 受付期間を超えた場合は、いかなる理由であってもお受けできません。

(3) 質疑に対する回答

令和5年12月4日(月)までに、質疑に対する回答書をみどり政策推進室ホームページで公表します。ただし、やむを得ない事情により、回答が遅れる場合は、その旨をあらかじめ、ホームページにおいてお知らせします。回答書は、本要項と一体として、要項と同等の効力を有するものとします。

7 応募申込及び提出書類

(1) 申込方法

本項の（３）提出書類を直接持参又は郵送により、「１８ 問合せ及び提出先」へ提出してください。

なお、郵送の場合は、必ず簡易書留でお願いします。

（２）受付期間

令和５年１２月４日（月）～令和５年１２月１５日（金） 午後５時必着

※ 受付期間を超えた場合は、いかなる理由であってもお受けできません。

（３）提出書類

下記書類を原本１部、写し１部の計２部ずつ提出してください。

- ア 軽飲食事業者選定プロポーザル参加申請書（様式１）
- イ 出店提案書（様式は自由ですが、「１０ 審査基準」の項目①～⑨の内容を全て具体的に記載してください。）
- ウ 店舗レイアウト・平面図・イメージ図（店舗のイメージが分かるもの、形式は自由）
- エ 資金計画書（様式２－１・２－２）
- オ 希望所要電気容量表（様式３）
- カ 会社概要（様式４）
- キ 過去の実績調書（様式５）
 - ※ 契約書の写し等の実績を証明する書類を添付してください。
- ク 履歴事項全部証明書（提出日の前３箇月以内に発行されたもの）
- ケ 納税証明書（提出日の直前２事業年度の納税に係る証明書）
 - （ア）所得税又は法人市民税、消費税及び地方消費税
 - （イ）市民税若しくは法人市民税又は固定資産税（本市において課税のある場合に限る。）
- コ 法人にあつては財務諸表（提出日の直前２事業年度の各年度の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書を含むものに限る。）、個人にあつては直前２年間の確定申告書の写し
- サ 印鑑証明書（提出日の前３箇月以内に発行されたもの）
- シ 誓約書（様式６）
- ス 暴力団排除措置に係る誓約書（様式７）
 - ※ 様式７については、本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿に登載されている方の提出は不要です。
- セ 共同企業体の場合は、構成各全ての所在地、名称、代表者氏名を記載し、各社の実印の押印及び代表企業、業務、リスク、負担等の分担が明記された協定書の写しを提出すること。

８ 出店提案書（７（３）イ）の内容

梅小路公園の周囲の景色に溶け込むよう景観や環境に配慮された飲食店としてのみならず、梅小路公園の活性化、さらには同公園を起点とした周辺地域活性化の拠点となることを期待しています。

更に、客席数の増加に資するテラス屋根の付帯設備や冬季の寒さ除けの手段など、公園利用者の利便性、快適性向上に資する提案を積極的に求めます。なお、提案内容実施に係る費用は、事業者が負担するものとします。

これらの内容を踏まえた提案書を作成し、提出願います。

なお、具体的な評価の基準は、「10 審査基準」に示しています。

9 提出書類・面接審査

(1) 日 時

令和5年12月27日(水)(予定)

※ 場所と時間については、応募者へ個別にお知らせします。

(2) 提出書類・面接審査

ア 審査は、「10 審査基準」に基づき、提出書類及び面接により有識者を交えた意見聴取会議での意見を踏まえ、行います。

イ 選考に当たっては、主に提出書類に基づき、1者当たり20分程度(説明10分、質疑応答10分)の面接を予定しています。

※ 面接時において、既に提出した提出書類の差替えは一切できません。

※ 説明に当たっては、提出書類のみを活用いただき、説明してください。

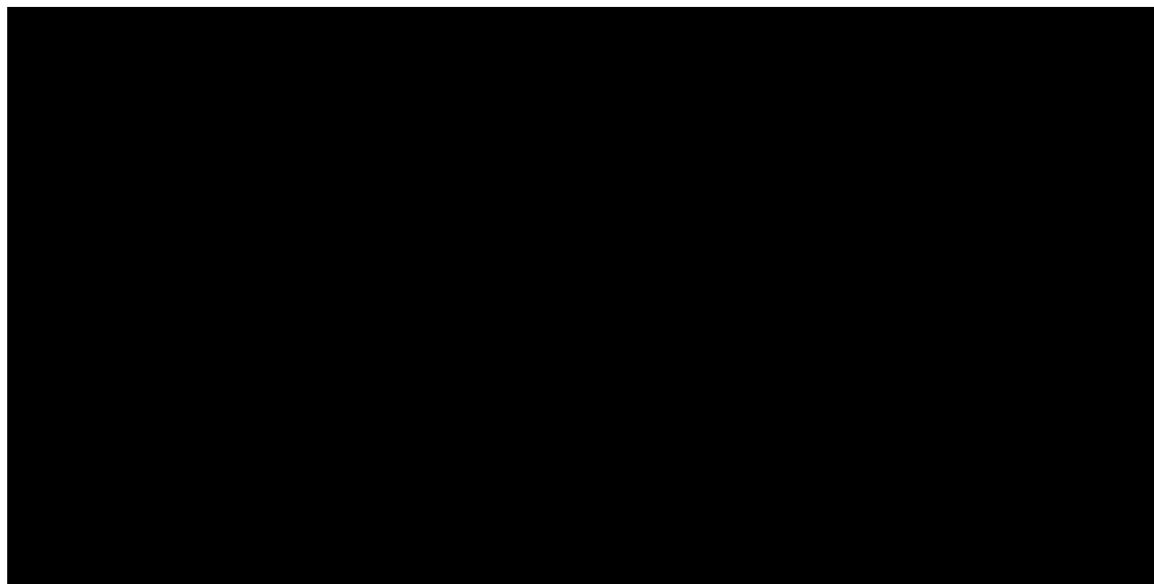
※ 申込事業者多数の場合は、面接審査に参加する事業者を各審査項目の評定点に応じて選抜することがあります。

10 審査基準

(1) 意見聴取会議では、応募者の提案に対する意見を聴取し、以下の審査項目について評価を行ったうえで、本市が事業者及び次点者を選定します。

(2) 事業者を選定された者が応募要件を満たしていないことが判明した場合や出店を自ら辞退した場合等については、次点者を事業者として決定します。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行います。また、合計点が満点の■割以上の場合に限り、事業者として選定します。



審査項目に係る配点は、資料5「審査項目及び審査基準」のとおりです。

11 事業者の決定

事業者は、意見聴取会議の審査を参考に本市が決定します。(令和5年1月上旬頃の予定)
選定結果は、面接実施後、全ての提案者へ郵送により通知します。

審査の結果、ふさわしい提案がなかった場合は、事業者を決定しない場合があります。

1 2 審査後の手続

(1) 京都市都市公園条例及び同施行規則に基づき、公園施設管理許可申請書を提出していただきます。

(2) 管理許可書発行後、管理許可開始日より内装工事に着手していただきます。

なお、次の場合には、事業者としての決定を取り消しますので御注意ください。

ア 正当な理由がなく、指定する期日までに管理許可申請の手続きに応じない場合

イ 事業者が、資金状況の変化等により店舗の設置又は運営ができないとみなされる場合

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等を行った場合

1 3 出店に必要な資金

(1) 保証金は、使用料の3箇月分を、管理許可の通知以降、指定する期日までに納めていただきます。

保証金は、使用期間中無利息でお預かりし、使用期間終了時に使用料等の債務がある場合は、清算のうえお返しします。

(2) 店舗内の内装、造作及び設備に係る費用は、事業者にご負担していただきます。

(3) 店舗用の看板が必要な場合、原則として設置、取り替え、管理及び必要な許認可申請等は、事業者の責任及び負担により行っていただきます。

1 4 特記事項

(1) 「1 施設の概要」及び梅小路公園周辺の状況を考慮したうえで営業計画等を立てるようにしてください。

(2) 店舗利用者以外の公園利用者からトイレ使用の要望があった場合は、貸出しをお願いします。

(3) 梅小路公園の災害時における公園利用者等への支援に関し、本市と事業者が協力し、迅速かつ的確に対応することを目的に、災害時における公園利用者等への支援に関する協定を締結するものとします。

(4) タバコ類は販売できません。また、本市が好ましくないと判断した物品については、販売を禁止する場合があります。

(5) アルコール類の提供は可能ですが、主としてアルコール類を提供することのないようにしてください。

(6) 開業までに、取り扱う販売品目と販売価格について、本市に届け出ることが必要です。

(7) 本件店舗の使用は、都市公園法第5条第1項の規定による管理許可に基づくもので、本件事業の実施については、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則、京都市都市公園条例、京都市都市公園条例施行規則、京都市梅小路公園条例及び京都市梅小路公園条例施行規則並びにこれらの規定に基づく処分に定めるところによるものとなります。

1 5 その他

(1) 許認可等の取得

営業に関して許認可を必要とする業種については、事業者の責任において取得してください。また、開店までにその写しを本市に提出していただきます。

(2) 滞納等による退店

使用料等を滞納した場合や施設内の秩序を乱す行為があった場合は、退店していただくことがあります。

(3) 権利譲渡の禁止

事業者は、その使用に係る権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることは、京都市都市公園条例第19条により明文で禁止されており、一切することはできません。

(4) 売上げの報告

別に定める方法により、日ごと及び月ごとの売上げや客数について、事業者にて集計し、報告してください。

ただし、本市は、店舗の個別売上げが特定される形態での公開を行わないものとします。

(5) その他

ア 本要項について疑義が生じた場合は、本市の解釈によります。

イ 本市は公平で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問合せには一切応じられません。

ウ 本件に応募し、事業者を選定された場合であっても、各種届出・申請等で許可が得られない場合は、出店できない場合があります。

エ 事業者が、次のいずれかに該当したときは使用許可を取り消すことがあります。

なお、この場合、本市に損害が生じたときは、事業者はその損害を賠償しなければなりません。

(ア) 管理許可条件に違反したとき

(イ) 本市の数度に及ぶ更正指示に従わないとき

(ウ) 事業者の財産状態が悪化し又は悪化する恐れがあるという相当の事由があるとき

オ 事業者に責のない場合でも、都市公園法第27条第2項の規定による監督処分により、管理許可を取り消す場合があります。

この場合における事業者に対する損失補償は、都市公園法の定めによります。

カ 事業者は、使用期間が満了した場合又は管理許可を取り消された場合には、本市が指定する期日までに自己の負担で原状回復し、返還していただきます。

1 6 留意事項

(1) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募者負担とします。

(2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 提出された全ての書類等は返却できません。

(4) 提出期限以降における全ての提出書類の差替え及び再提出は、一切受け付けません。

(5) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

(6) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。

17 主なスケジュール

内容	日程
事前説明会参加受付期間	令和5年11月16日（木）～11月20日（月）
事前説明会（店舗見学会）	令和5年11月22日（水）
質疑受付期間	令和5年11月16日（木）～11月27日（月）
提出書類受付期間	令和5年12月4日（月）～12月15日（金）
書類・面接審査	令和5年12月27日（水）
審査結果通知	令和6年1月上旬（予定）
事業者の決定	令和6年1月上旬（予定）
事業者との企画会議	令和6年1月上旬以降、随時開催
現事業者との引継ぎ調整	令和6年1月上旬以降、随時開催
現事業者の事業期間期日	令和6年1月31日（水）
現事業者の原状復旧工事	令和6年2月上旬
管理許可申請書提出	令和6年2月下旬（予定）
管理許可書発行	令和6年2月下旬（予定）
店舗内装工事	令和6年3月頃（予定）
店舗開業	令和6年4月頃（予定）

18 問合せ及び提出先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
（京都市役所 分庁舎3階）

京都市建設局みどり政策推進室 公園管理担当（河野、浦上）

電話番号 075-222-4114

FAX番号 075-212-8704

電子メールアドレス ryokusei@city.kyoto.lg.jp

管理許可範囲図 S=1:200

